

## わな 獵具 について

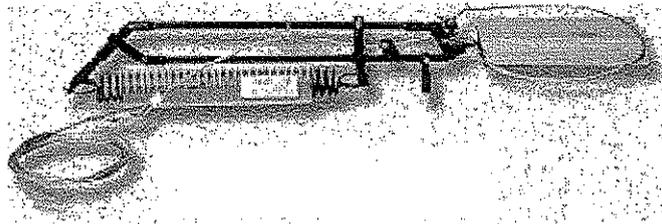
### 1. くくりわな

くくりわなとは、鳥獣の通り道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、鳥獣の足や体をくくり捕らえるわなのことである。

わなの形などの違いにより、くくりわなは、ひきづり型、はねあげ型、鳥居型、ピラミッド型、筒式イタチ捕獲器、バネ式くくりわなに分類されている。また、捕獲部位から「首くくりわな」、「胴くくりわな」、「足くくりわな」に分類されている。

また、現行においては、獣をつりあげることができるような構造のくくりわなは、危険なわなであるため使用が禁止されている。

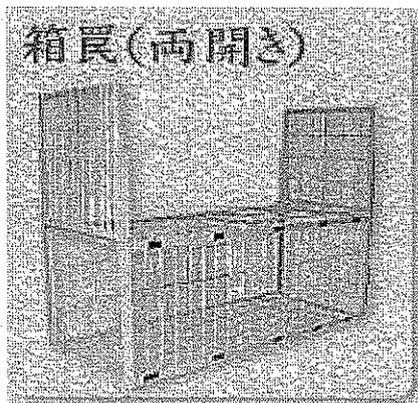
なお、くくりわなを使用して、ツキノワグマ・ヒグマを捕獲することは禁止されている。



【イノシシ用バネ型くくりわな】

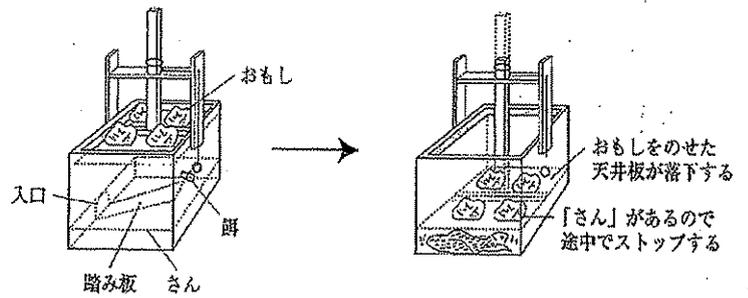
### 2. 箱わな

箱わなとは、箱の中に獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入口が半自動的に閉まることにより、鳥獣を閉じ込めて捕獲するわなのことである。落とし蓋の開閉部の位置から、「片開き型」と「両開き型」がある。



### 3. はこおとし

はこおとしは、箱の中に獣が入り込むなどと、重りを載せた天井などが落下することにより、鳥獣を圧迫又は圧殺して捕獲するわなのことである。通常のはこおとしは、いわゆる禁止猟具である「おし」の一種であるため、使用は禁止されている。

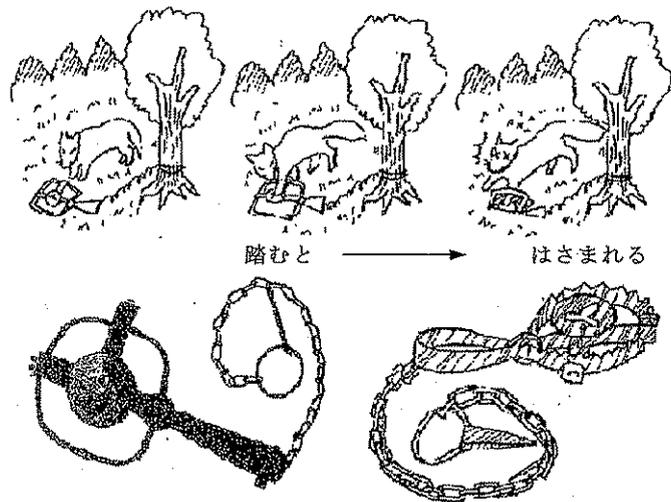


ただし、「さん」をうつなどして、鳥獣を圧殺しない構造のものは、おしには該当しないので、猟具として使用可能である。

### 4. とらばさみ

とらばさみとは、獣類がこれを踏んだときに支点がはずれ、ばねの力で獣類の足などはさんで捕獲するわなのことである。獣の通り道などに設置される。

内径の最大長が 12cm 以上のとらばさみ、のこぎり歯(鋸歯)のあるとらばさみは、危険であることから使用が禁止されている。



現行において、使用が禁止されているとらばさみ  
(口径 12 cm 以上のとらばさみ、鋸歯のあるとらばさみ)

### 5. 囲いわな

囲いわなとは、獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入り口が半自動的に閉まることにより、鳥獣を閉じ込めて捕獲するわなのことで、はこわなに似ているが天井部分がない。

なお、農林業者らが自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、狩猟免許や狩猟者登録は不要である。

